

## **[事案 28-13] 就業不能年金支払請求**

・平成 28 年 11 月 4 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

左形成不全性股関節症により就業不能状態が 121 日以上継続したことから、就業不能年金の支払いを求めたところ、保険会社が約款所定の支払事由に該当しないとして支払いを拒否したため、就業不能年金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

左形成不全性股関節症により就業不能状態が 121 日以上継続したことから、就業不能保障特約にもとづき就業不能年金の支払いを求めたところ、保険会社が約款所定の支払事由に該当しないとして支払いを拒否した。

しかしながら、以下の理由により、就業不能年金を支払ってほしい。

- (1) 医師の就業不能保障用証明書により、就業不能状態にあったことは証明されており、就業不能年金の支払事由を充たしている。
- (2) 保険会社は、診療録の記載から就業不能状態になかったと判断しているが、診療録の記載は自分の認識と異なっており、診療録の記載から判断されるのは納得がいかない。

### **<保険会社の主張>**

主治医と前医に対する事実確認の結果および当社が依頼した外部の医師の意見を踏まえると、約款に定める就業不能状態（被保険者が傷害または疾病により、病院もしくは診療所への治療を直接の目的とする入院または日本の医師の指示による在宅療養をしており、いかなる職業においても全く就業ができないと医学的見地から判断される状態）が 121 日以上継続していたとは認められないため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、治療経過等を把握するために、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、就業不能年金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。